

News Release

令和 2 年 3 月 1 9 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済産業大臣の 電気及びガスの特別措置の認可等について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者及びガス事業者から申請のあった、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気又はガス料金の支払いに困難を来している電気及びガスの需要家等に対する特別措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

「生活不安に対応するための緊急措置」(令和 2 年 3 月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、経済産業省から電気及びガス料金の支払期日の延長等について、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われました。

これを受け、3 月 19 日付けで以下の電気事業者及びガス事業者(※1)から、電気事業法及びガス事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

(※1)

・電気事業者

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力エナジーパートナー株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
沖縄電力株式会社

・ガス事業者

東京瓦斯株式会社
東邦瓦斯株式会社
大阪瓦斯株式会社
西部瓦斯株式会社

○申請概要

(1)スキーム

託送供給等約款¹、特定小売供給約款²、託送供給約款³及び指定旧供給区域等小売供給約款⁴等に定める支払期日について、電気又はガスの使用者等の申出により、その状況に応じて柔軟に設定する特例措置を講ずる。本特例措置により、託送供給等約款等に定める支払期日を1ヶ月繰り延べ、その後においても、電気又はガスの使用者等の状況に応じて柔軟な対応を実施。

(2)特例措置の対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた者であって、一時的に電気料金又はガス料金の支払いに困難を来している者等。

(3)本特例措置の受付開始日

令和2年3月25日

本申請に関して、経済産業大臣から特別措置の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項、同条第2項ただし書及び同法第18条2項ただし書き並びに電気事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第47号)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第47条の6第1項第3号及びガス事業法第48条第3項ただし書の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第258回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

1 「託送供給等約款」とは、小売電気事業者が、一般送配電事業者に支払う料金等を定めるものです。

2 「特定小売供給約款」とは、電気の利用者が、規制料金メニューにより、みなし小売電気事業者※に対して支払う料金等を定めるものです。なお、小売全面自由化により、自由料金メニューを選択されている方は「特定小売供給約款」の対象とはなりません。

※北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力株式会社(令和2年4月1日以降は「中部電力ミライズ株式会社」)、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社(計10社)

3 「託送供給約款」とは、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者に支払う料金等を定めるものです。

4 「指定旧供給区域等小売供給約款」とは、ガスの利用者が、規制料金メニューにより、ガス小売事業者に対して支払う料金等を定めるものです。なお、小売全面自由化により、自由料金メニューを選択されている方は「指定旧供給区域等小売供給約款」の対象とはなりません。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:小柳、鈴木、新海

電 話:03-3501-1529

F A X:03-3501-1540